

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月 千葉県

1 現 状

(1) 技能労務職員の職種別平均給与月額等の状況

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	
千葉県全体	49.4 歳	899 人	330,096 円	380,725 円	360,135 円	
用務員	51.0 歳	251 人	320,142 円	367,121 円	348,366 円	
運転手	53.8 歳	114 人	372,307 円	431,961 円	408,919 円	
調理員	51.1 歳	85 人	312,678 円	355,215 円	335,018 円	
介助員	46.6 歳	71 人	320,459 円	368,937 円	348,064 円	
守衛	51.0 歳	14 人	345,678 円	421,810 円	385,768 円	
そ の 他	農業等技術員	46.6 歳	245 人	325,581 円	378,980 円	357,650 円
	電話交換手	51.5 歳	36 人	320,714 円	370,532 円	341,896 円
	その他	46.1 歳	83 人	343,076 円	390,343 円	375,698 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	

(注) 1 平成 19 年 4 月 1 日現在の状況。

2 「平均給与月額」は、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額です。

3 「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 類似する職種の民間従業員の平均給与月額等の状況

職 種	平均年齢	平均給与月額
用務員	53.9 歳	227,200 円
自家用乗用自動車運転者	48.1 歳	331,300 円
調理士	43.1 歳	282,300 円
福祉施設介護員	35.5 歳	215,100 円
守衛	58.8 歳	246,100 円

(注) 1 賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（平成 16～18 年の 3 ヶ年平均）。

2 「平均給与月額」は、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などのほか、超過労働給与額も含まれる額です。

3 「用務員」と「福祉施設介護員」については、都道府県別データが公表されていないため全国平均を使用しています。

4 本県の技能労務職員と、類似する職種の民間従業員については、年齢、業務内容、雇用形態等において、完全に一致しているものではありません。

(3) 技能労務職員の職種別、年齢別平均給与月額等の状況

区 分	40歳未満		40歳以上50歳未満		50歳以上		合 計		
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	
千葉県全体	139人	300,216円	259人	375,331円	501人	405,850円	899人	380,725円	
用務員	28人	291,559円	62人	355,452円	161人	384,756円	251人	367,121円	
運転手	2人	326,990円	25人	379,608円	87人	449,419円	114人	431,961円	
調理員	10人	290,055円	14人	326,150円	61人	372,568円	85人	355,215円	
介助員	15人	302,885円	29人	369,381円	27人	405,154円	71人	368,937円	
守衛	-	-	8人	412,279円	6人	434,517円	14人	421,810円	
その他	農業等技術員	53人	307,555円	97人	386,594円	95人	411,052円	245人	378,980円
	電話交換手	4人	301,222円	8人	369,200円	24人	382,528円	36人	370,532円
	その他	27人	294,934円	16人	415,798円	40人	444,563円	83人	390,343円

(4) 技能労務職員の給与制度

①給料表

一般職員の行政職給料表（10級制）の1級～4級を準用
船員については、海事職給料表（4級制）を適用

②昇給基準

一般職員に準じて毎年4月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給（4級の職員で57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給

③諸手当

一般職員に準拠

詳しくは「千葉県職員の給与について」（千葉県ホームページ）を御覧ください。

⇒ http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_soumu/kyuuyo/index-j.html

2 見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員の給与については、生計費、同一又は類似の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮し定めることとされていることを踏まえ、常に適正な水準のものとなるよう検討していきます。

3 見直しの具体的な取組内容

(1) これまでの取組み

- ・ 平成18年4月から一般職員と同様に給与構造の見直しを行い、給与水準の引下げを実施しました。
- ・ 平成19年4月に特殊勤務手当の見直しを行いました。
(道路維持修繕手当及び大型特殊自動車等運転業務手当の廃止)

(2) 今後の取組み

平成20年度においては、給料表を含む給与体系全般にわたる見直しを検討し、さらなる適正化に取り組みます。

4 その他

(1) 技能労務職員の職員数の推移

時 点	職員数	増減数	増減率
10年前（平成9年4月1日）	1,642人		
現 在（平成19年4月1日）	899人	-743人	-45.2%

(2) 民間委託の推進、事務・事業の見直し等

技能労務職員が行う業務について、引き続き業務の見直しを行い、民間委託や非常勤職員の活用を積極的に推進します。

◆ 公営企業の取組方針については、こちらを御覧ください。

⇒ http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_soumu/kyuuyo/ginouhousin_kouei.pdf